

児童に対する金融経済教育

山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授

山梨大学教育学部附属小学校 校長 神山 久美



～要旨～

学校における金融経済教育について、「平成 29・30 年改訂学習指導要領」では、小学校・中学校・高等学校の家庭科の内容が充実し、体系的に学習が進むよう改善された。金融経済教育を行うときに参考となるのが、「金融リテラシー・マップ～『最低限身に付けるべき金融リテラシー（お金の知恵・判断力）』の項目別・年齢層別スタンダード～」であり、各学校段階では「金融教育プログラム『学校における金融教育の年齢層別目標』（改訂版）」がめやすとなる。小学校低学年の目標として設定されている「がまんできる」、「計画的に買い物をする」などは金融経済教育の基本となるが、各家庭でのこづかいを通じた教育が重要となる。小学校高学年から始まる家庭科は、実践的・体験的な活動を通すという特質があり、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。学校への金融経済教育の支援が求められており、新たに設立された金融経済教育推進機構の活動が期待される。

1 はじめに

私は、山梨大学教育学部及び教職大学院の大学教員として家庭科の教員養成に携わっており、また、今年度4月からは、山梨大学教育学部附属小学校の校長を兼任している。山梨大学は4学部により構成されており（教育学部、医学部、工学部、生命環境学部）、これら全学1年生を対象とした共通教育科目（いわゆる教養教育科目）を担当すると、現在の大学生の経済的な状況を把握することができる。山梨県に在る国立大学であるが、県内出身者は約3分の1で大学生になって初めて一人暮らしを始める学生が多い。かなりの学生が奨学金をもらっており、経済的に苦しく、日々のお金のやりくりで苦労している。アルバイトは必須であり、アルバイト

収入と奨学金、親からの仕送りの限られたお金で生活をしなければならない。この全学共通教育の授業で、例えば生活設計やアルバイトに関連する労働法規などの話をすると、学生は意欲的に学び、質問を繰り返してくる。学生たちは、自分の現在の生活からお金に関する学習の必要性を強く感じており、それゆえに主体的に学び、学んだことを実生活での課題解決のために活用しようとする。

このような本学学生の状況より、金融経済教育に関して学習者の現実的必要や内発的動機付けなどから考えた場合には、大学生の時期が適していると通感する。しかし、大学ではすぐに専門教育が始まるため、金融経済教育を深く時間をかけて行うことはできない。おそらく、金

融・経済に関係のある学部に所属する学生以外は、社会人になって職場等あるいは自発的に学ぼうと思わない限り、金融経済教育を受ける機会がないと考えられる。

山梨大学教職大学院は、現職の学校教員とストレートマスター（学部卒業生）と一緒に学んでいる。教職大学院の授業で、お金に関する子どもの問題を出してもらったことがある。小学校の現職教員学生は、クラスの児童が熱中しているオンラインゲームの課金が保護者会で問題となったことがあると発言した。ストレートマスターは、クラスのゲーム仲間と一緒にプレイしていたオンラインゲームを一番早く攻略したかったので、貯めていたこづかい全部をゲームアイテムのガチャ（電子くじ）につぎこみ、親から叱られたという体験を話した。友達とコンビニなどでおやつや飲み物を買うときにお金の貸し借りのトラブルが起きることもあるそうで、それが現金ではなく Suica などの電子マネーという、いわゆる「見えないお金」であり、親などがトラブルを把握しにくくなっているそうである。また、「推し活」にお金をつぎこむ子どももいると聞いて驚いた。

学生に、今までお金に関して学んだ経験があるかと尋ねると、多くの学生はほとんどないと答える。学校でのお金に関する教育は必要と思うが、現職教員学生自身が金融経済教育を受けた記憶がほとんどなく知識が乏しいこと、また、教員である自分自身の生活設計などについても不安があるなどの意見が出された。金融経済教育に関する教材研究の必要性を感じるが学校現場は多忙であり、また、授業時間も不足しているため、子どもたちに短時間で上手に教えられる教材がほしいという要望はよく出される。

今回の特集は「学校における金融経済教育」である。人の発達段階にあわせて、幼児期から

の各家庭での教育や、特に小学校・中学校・高等学校という学校教育段階において、体系的に実施される金融経済教育が重要であることはいうまでもない。金融経済に関する知識を教師主導で教え込むのではなく、子どもたちの主体的な学びを引き出すことが求められる。本稿では、学校における金融経済教育のうち、主に小学校の児童を対象とし、小学校家庭科の学習内容について述べる。

2 学校における金融経済教育

(1) 学習指導要領改訂と金融経済教育の動向

西村（2023）は、金融広報中央委員会が2002年に公表した「金融に関する消費者教育の推進に当たっての指針」が学校での金融教育を重要視する流れの嚆矢となったこと、社会（公民）科や家庭科の学習指導要領の改訂の度に徐々に金融に関する教育が強化されてきたことなどを明らかにしている。

学習指導要領とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準であり、ほぼ10年に1度、改訂されており、子どもたちの教科書や時間割はこれを基に作られる。現行の「平成29・30年改訂学習指導要領」は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度から実施されている。文部科学省は、学習指導要領の基本的な考え方や改訂の内容を分かりやすくまとめたリーフレットを出しており¹⁾、図1が、このリーフレットの「中面2（改訂の内容）」である。

図1では、学習指導要領における子どもたちの学びの進化について、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」と「カリキュラム・マネジメント」を連動させることによって、3つの力（「学びに向かう力、人間性など」

図1 文部科学省 新学習指導要領リーフレット（中面2 改訂の内容）



(出所) 文部科学省「平成29・30・31年改訂学習指導要領 周知・広報ツール」掲載のリーフレット、中面2
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_/_icsFiles/afieldfile/2019/02/14/1413516_001_1.pdf

「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力など」をバランスよく育むことが示されている。また、「新たに取組むこと、これからも重視すること」が8つ提示され、その中の1つに「消費者教育」があり「自立した消費者を育むため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習します」と説明がつけられている。さらに、小さな文字であるが、「金融教育」なども充実するという記述もある。

今回の学習指導要領改訂において「消費者教育」が重視されたという背景には、「消費者教育の推進に関する法律」（2012年施行）やSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）、2022年4月からの成年年齢引き下げなどの影響があると考えられる。さらに近年では、金融リテラシー能力の育成が強く求めら

れるようになってきた。

大学においても消費者教育は重要であるということから、山梨大学では、2025年度から全学部で、「消費者市民社会を生きる」という科目が必修となるが、ここに金融経済教育も組み込む予定である。

では、学校教育における金融経済教育の実態はどうなっているのでしょうか。金融経済教育を推進する研究会（事務局：日本証券業協会、金融・証券教育支援センター）が公表した「高等学校（教員・生徒）における金融経済教育の実態調査報告書」（2023年9月公表）は、調査対象を「1. 教員向け（全国の公民科教員・家庭科教員）」「2. 生徒向け（全国の高等学校1学年の生徒）」とした調査である²⁾。

この高等学校の教員向け実態調査結果では、9

割弱の教員が金融経済教育の必要性を感じていること、約半数の教員が金融経済教育を実施するうえで、「授業時間数が足りない」、「教える側の専門知識が不足している」、「生徒にとって理解が難しい」と感じていること、生徒の金融経済教育に関する興味・関心は高まっていると感じる教員が4割であることなどが報告された。また、高校生を対象とした調査結果では、自分自身の将来のために必要なお金の情報についての興味・関心は高いこと、キャッシュレス決済を利用している生徒は9割強であること、金融を通じた家計と経済・社会との関わりを説明することができない生徒は7割弱であることなどが報告された。この調査結果にみられるように、学校における金融経済教育にはまだ多くの課題がある。

金融広報中央委員会（知るぽると）は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立・公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行ってきた。現在の金融広報中央委員会 web サイトでは、金融教育に関する膨大な情報が掲載されている。「教育関係の方へ」のところを閲覧すると、「学校における金融教育の年齢層別目標」（次項参照）や金融教育プログラム、学校向け教材・教員用指導書、実践事例などが提示されており、教育関係者に役立つ情報が提供されてきた。また、都道府県の金融広報委員会が地域の学校を支援し、全国各地の金融・金銭教育研究校で開催する金融教育公開授業などが紹介されている。

2024年4月に金融経済教育推進機構が設立された。これは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（2023年11月29日公布）に基づき設立された認可法人で、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニーズに応え

た金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目的とする。金融広報中央委員会の活動は8月1日で終了し、金融経済教育推進機構に移管・承継される。学校における金融経済教育は課題が多く、これからの金融経済教育推進機構によるいっそうの支援活動が求められる。

（2）金融リテラシー・マップについて

金融経済教育推進機構について、設立準備室長の桑田尚氏は、「機構では、金融リテラシー・マップに則って、家計管理・生活設計や金融トラブル防止など、広範な金融経済教育を日本のどこであつても等しい内容で提供できるよう、しっかりと取り組む」と述べている³⁾。金融リテラシー・マップとは、金融経済教育推進会議（事務局：金融広報中央委員会）から出された「金融リテラシー・マップ～『最低限身に付けるべき金融リテラシー（お金の知恵・判断力）』の項目別・年齢層別スタンダード～」のことであり、現在出されているものは2023年6月改訂版である⁴⁾。このマップの説明では、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容は、「家計管理」、「生活設計」、「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」および「外部の知見の適切な活用」の4分野に分かれ、その内容を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものと記述されている。さらに、このマップの小学生から高校生までの学校教育段階では、「金融教育プログラム『学校における金融教育の年齢層別目標』（改訂版）」（2021年3月発行）を基本に推進していくという説明がされている⁵⁾。

小学生から高校生までの学校教育段階での体系的な学習を考えると、この「学校における金融教育の年齢層別目標（改訂版）」が参考になる。学習指導要領改訂にあわせた改訂版が出

されている。この年齢層別目標では、横軸には年齢層が示され、発達の幅が大きい小学生は「低学年」、「中学年」、「高学年」という段階に分けて目標が提示されている。縦軸は分野であり、「A 生活設計・家計管理に関する分野」、「B 金融や経済の仕組みに関する分野」、「C 消費生活・金融トラブル防止に関する分野」、「D キャリア教育に関する分野」が設定されている。

例えば、「A 生活設計・家計管理に関する分野」における「ア 資金管理と意思決定」の「小学生」の目標は、図2の通りである。

小学校低学年には、「ものやお金の価値を知り、大切にする（生活、道徳）」とあるが、これは、生活科や道徳科という教科の内容が反映された目標である。教科名等が記載されていないもの

は、各教科における発展的な学習や総合的な学習の時間および特別活動において実践されてきたものを取りまとめたという説明がある。

小学校低学年の目標として、「欲しいものをすべて手に入れることはできないことを知る」、「欲しいものが手に入らない場合にがまんできるようになる」、「予算の範囲内でものを買うことができる」とあり、これらには教科名等は入っていない。また、Aの「ウ 生活設計」における低学年の目標には、「こづかいの使い方を通して計画的に買い物をすることの大切さに気付く」がある。

これらの目標はどのようにしたら達成できるのであろうか。現在の金融広報中央委員会「知るぽると」のwebサイトでは、金融教育の実践

図2 「A 生活設計・家計管理に関する分野」の「ア 資金管理と意思決定」に関する「小学生」の目標

A 生活設計・家計管理に関する分野

分野目標	年齢層別目標		
	小学生		
	低学年	中学年	高学年
使える資源には限りがある(予算制約)ことを理解する	<ul style="list-style-type: none"> ○ものやお金の価値を知り、大切にする(生活、道徳) ○欲しいものをすべて手に入れることはできないことを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ものやお金には限りがあることやお金の大切さを理解する(社会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ものやお金には限りがあることを理解し、よりよい使い方を考える(家庭) ○お金の使い方について見直しながら、自ら節度を守り節制に心掛ける(道徳)
限られた予算の下でよりよい生活を築く意義を理解し、実践する技能と態度を身に付ける	<ul style="list-style-type: none"> ○欲しいものが手に入らない場合に、がまんできるようになる ○予算の範囲内でものを買うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○欲しいものと必要なものの区別ができる ○お金の適切な使い方を知ることを通じて節度ある生活の大切さに気付き、実践する(道徳) ○こづかいとしてもらったお金や使ったお金の記録をつけることなどを通じて、お金を管理する 	<ul style="list-style-type: none"> ○プリペイドカードなどは金銭同様に大切に扱う必要があることを理解する(家庭) ○必要性を考えて、計画を立て、それに沿って買い物ができる(家庭) ○商品の選び方を知り、工夫して買い物ができる(家庭)
資金管理に関する意思決定の基本を理解し、実践する態度を身に付ける			<ul style="list-style-type: none"> ○お金の使い方について自分なりの考え方をもち、意思決定する態度を身に付ける

(出所) 金融広報中央委員会『金融教育プログラム 学校における金融教育の年齢層別目標(改訂版)』(2021年3月発行) p.3

事例が検索できるようになっている。「小学校低学年」を対象とした学校における実践例を検索すると、模擬店イベントなどの事例が出てくるが、すべての学校で取り組むことは難しいと思われ、また、単発的なイベントではこれらの目標を達成することは難しいと考えられる。

では学校教育以外で、これら低学年に記載された目標の達成を目指すにはどうしたらよいであろうか。「金融リテラシー・マップ～『最低限身に付けるべき金融リテラシー（お金の知恵・判断力）』においても、小学生低学年には同じ目標が提示されている。これらの目標の達成のためには、各家庭におけるこづかいを通じた教育が、子どもの力を養う重要な機会となると考えられる。

金融広報中央委員会が定期的実施してきた「子どものくらしとお金に関する調査」は、2015年の第3回調査が最新のものであり近年のデータがないのが残念であるが、小学校低学年のこづかいに関する調査結果が報告されている。調査結果では、小学校低学年の子どもは7割強がこづかいをもらっていた。そして、低学年では「ときどき」もらっているという回答が6割弱であり、小学校低学年・中学年において「ときどき」が最も多かった。つまり、こづかいのもらい方について、定額制ではない「ときどき」もらっている子どもが多いことがわかる。

この結果、つまり最近の子どもはこづかいが定額制ではないという結果について私は不思議に思って、大学生に、小学生の頃どのようにこづかいをもらっていたか尋ねたことがある。こづかいは例えばひと月に1回定額をもらうのではなく、ほしいものがあるときには、親や祖父母などに何がほしいか伝えてお金を出してもらっていた、あるいは一緒に買ってもらった（店舗やネット通販で）という学生が予想以上に多

く、この結果通りであることがわかった。定額のこづかいをもらい、そのなかでやりくりをするという経験がない学生もいた。「学校における金融教育の年齢層別目標」を見せたところ、ある学生は小学校低学年の目標「がまんできる」力が自分は弱いと発言した。お金が足りないときはがまんしてこづかいを一定期間貯め、購入できたときの嬉しさなどの経験を重ねていくことが子ども時代に必要ではないかという意見を述べた学生もいた。

低学年の目標、「がまんできる」「予算の範囲内でものを買う」「計画的に買い物をする」などは金融経済教育の基本となる重要な目標である。欲しいものがあつたときにその都度お金がもらえるような状況では、これらの目標を達成することは難しいのではないだろうか。目標の達成のためには、こづかいは一定額を定期的に渡すことが望ましい。各家庭におけるこづかいを通じた子どもへの意図的な教育が必要である。小学校中学年・高学年の目標にも「ものやお金には限りがあることやお金の大切さを理解する」があり、つまり長期間かけて養うべき内容であることもわかる。限られたお金をどのようにやりくりして使うか、子供自身が失敗や試行錯誤を繰り返しながら時間をかけて学ぶ必要がある。

「金融教育プログラム 学校における金融教育の年齢層別目標」に合わせた学校への教材提供や授業実践事例の紹介、効果的な指導方法の提示などが望まれる。その際には、図1の子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現を目指すことがポイントとなる。

3 家庭科における金融経済教育

(1) 体系的な学習

読者の皆様には、家庭科といえば、衣食住を中心とする内容をイメージする方が多いかもし

れない。特に中高年齢の方々にとっては、小学校での家庭科の授業、例えば調理実習や被服実習の記憶が残っているかもしれない。小学校家庭科は最初から男女共修であったが、約30年前から中学校や高等学校においても家庭科は男女共修となり、生徒全員が同じ内容を学ぶようになった。

家庭科は小学校5・6年生から始まるが、現在では家庭科は、金融経済教育と深く関わる重要な教科の一つとなっている。前節で紹介した「学校における金融教育の年齢層別目標（改訂版）」においても、家庭科の学習内容に関わる目標が多く入っている。

平成29年・30年改訂学習指導要領では、家庭科に関する小学校・中学校・高等学校の学習内容の系統性が図られた。「A 家族・家庭生活」、「B 衣食住の生活」、「C 消費生活・環境」の3つの内容で構成され、C内容「消費生活・環境」において金融経済に関する内容を体系的に扱う。図3は、学習指導要領における「小学校家庭」、「中学校技術・家庭（家庭分野）」のC内容の一覧である。

小学校学習指導要領家庭科における「C 消

費生活・環境」の内容は、「(1) 物や金銭の使い方と買物」と「(2) 環境に配慮した生活」の2項目で構成されており、持続可能な社会の構築に向けて指導する。「(1) 物や金銭の使い方と買物」では、身に付けるべき知識及び技能として

「(ア) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること」、「(イ) 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること」が挙げられている。この「買い物の仕組みや消費者の役割」は今回の学習指導要領改訂における新設内容であり、売買契約（二者間契約）を扱うことになった。小学校では基礎的事項を扱い、中学校学習指導要領技術・家庭（家庭分野）における「C 消費生活・環境」の内容の「売買契約の仕組み」、「消費者の基本的な権利と責任」との系統性を図っている。また、小学校の「ものや金銭の大切さ、計画的な使い方」については、中学校で新設された「計画的な金銭管理」との系統性を図っている。また中学校では、クレジットなどの三者間契約を扱うことになった。高等学校では、「生活における経済の計画」などの内容が充実した。

図3 「小学校家庭」「中学校技術・家庭（家庭分野）」のC内容の一覧

小学校家庭、中学校技術・家庭 家庭分野の内容一覧

小学校	中学校
C 消費生活・環境	C 消費生活・環境
(1) 物や金銭の使い方と買物 ア(ア) 買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さ、計画的な使い方 イ(イ) 身近な物の選び方、買い方、情報の収集・整理 イ 身近な物の選び方、買い方の工夫	(1) 金銭の管理と購入 ア(ア) 購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理 イ(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理 イ 情報を活用した物資・サービスの購入の工夫
(2) 環境に配慮した生活 ア 身近な環境との関わり、物の使い方 イ 環境に配慮した物の使い方の工夫	(2) 消費者の権利と責任 ア 消費者の基本的な権利と責任、消費生活が環境や社会に及ぼす影響 イ 自立した消費者としての消費行動の工夫
	③ 消費生活・環境についての課題と実践 ア 環境に配慮した消費生活についての課題と計画、実践、評価

※枠囲みは選択項目 3学年間で1以上を選択

(出所) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 家庭編」p.85（一部抜粋）

(2) 小学校家庭科の学習指導要領解説

学習指導要領解説とは、学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために文部科学省が作成するものである。小学校家庭科の学習指導要領解説では、図3の(1)ア(ア)について「物や金銭の大切さについては、家庭で扱う金銭(家庭の収入)は家族が働くことによって得られた限りあるものであり、物や金銭が自分と家族の生活を支えていることから、それらを有効に使うことの重要性を理解できるようにする。なお、プリペイドカードなどは、金銭と同じ価値があるため、金銭同様に大切に扱う必要があることを理解できるようにする。物や金銭の計画的な使い方については、限りある物や金銭を生かして使う必要性や方法が分かり、計画的な使い方を理解できるようにする。～中略～ 金銭の計画的な使い方については、こづかいなど児童に取扱いが任された金銭に着目して購入の時期や金額を考えたり、購入のための貯蓄をしたりして、無駄のない使い方をすることが必要であることを理解できるようにする。」と記述されている。また、(1)ア(イ)「身近な物の買い方については、現金による店頭での買物を中心とし、予算や購入の時期、場所、必要な物を必要な分だけ買うことや、まとめて買うことなどについて考える必要があることを理解できるようにする。また、買う物をメモしておいたり、買物の記録をしたりするなどの大切さに気付くようにする。」と記述されている⁶⁾。

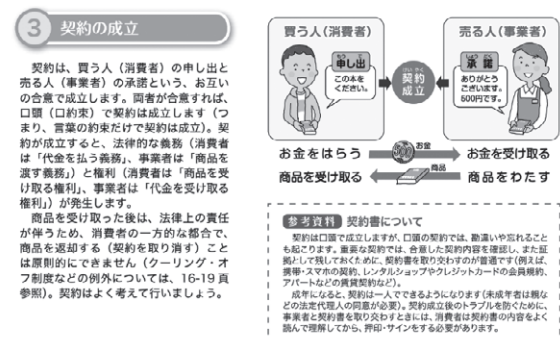
家庭科の学習方法は、実践的・体験的な活動を通すという特質がある。家庭生活に関する内容を主な学習対象として、実践的・体験的な活動を通して、具体的な学習を展開することにより、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けるとともに、知識及び技能を活用して、身近な生活の課題を解決したり、家庭や地域で

実践したりできるようにすることを目指している⁷⁾。小学校家庭科の教科書を見ると、自分や家族の生活から課題を発見し解決する問題解決型学習や「主体的・対話的で深い学び」(図1参照)につながる活動が掲載されている。例えば、買い物をする時の手順(流れ)として、意思決定のプロセスから適切な消費行動を考えるようになっており、教師の工夫により、子どもたちが話し合いながら学習を深めていくことができる。B内容「衣食住の生活」と関連させて、例えば調理実習で使う食材の購入について検討させるなど、具体的な事例から学習することもできる。小学校家庭科において金融経済教育の基本となる内容は、このように実践的・体験的な学習を通して実施されている。

(3) 小学校家庭科における教材例

筆者は、文部科学省「平成30年度『連携・協働による消費者教育推進事業』における消費者教育推進のための実証的共同研究」事業受託により、「小学校・中学校における消費者教育～成年年齢引き下げを見据えた指導のために～」という教材を地域の教育関係者と連携して作成し、2019年に発行した。家庭科教員など指導者向けの教材で、本冊子PDFやワークシート、ロール

図4 契約の成立



(出所)「小学校・中学校における消費者教育～成年年齢引き下げを見据えた指導のために～」p4
<https://www.pref.yamanashi.jp/kenminkskt-c/gakkoukyouzai.html>

図5 契約について考えよう
(小学生向けワークシート)

3 契約について考えよう
(小学生向けワークシート)

リュックサックを買った後、他の店で、もっと使いやすそうなものと同じ価格で売っているのを見つけた。そこで、返品して買い直そうと思いましたが、

※このワークシートはダウンロードできます(1頁印刷)。

問 1 お店に、返品を断られた理由を考えよう。
(解答例:契約が成立しているので、消費者の一方的な都合で返品する(契約をやめる)ことはできない。)

問 2 買い物での失敗例を思い出してみよう。
 買った後、同じようなものを売っているのを見つけた。
 消費者保護で洋服を買ったら、サイズが合わなかった。
 ※なぜ買い物で失敗をしたのか、理由を考えてみよう。
(解答例:自分のサイズを確認せずに、洋服を買ったから失敗した。)

問 3 買い物をするときに、消費者として気を付けることを挙げてみよう。
 ※本番に必要な「同じようなものを持っていないか?」「商品の買値?」「商品の安全性は?」「持っているお店で買うことができる価格?」「商品に適合した価格?」「お店は信用できる?」「インターネットの店は特に注意が必要?」「標地に配慮した商品?」「通信販売の場合、「返品可能」な商品か?」などの質問事項を「商品の購入」について行おう。

問 4 物やお金を計画的に使うにはどうすればよいか考えてみよう。
(解答例:不用なものを買わない、使える物を捨てない、物やお金を大切に使う。)

買い物をするには契約を結ぶこと。契約成立後、一方の都合だけで勝手にやめることは原則としてできません(パートなどで商品を売りに出している場合も同様ですが、それ以外だと必ずしも行っていないものでも)。買った商品が合わないなどの場合は、返品や交換などについて確認することになります。この店で購入したという証拠となるレシート(領収書)が必要となります。レシートは捨てないようにしましょう。
 安全な商品かどうかを判断するには、よく目視で確認し、少し高額の商品を購入する場合には、機能や品質、価格、安全性などの違いについての情報を集めて比較する。保護者とも相談して決める必要があります。買い物袋を持参したり、不要な包装を断ったりするなど、環境に配慮する行動を日常生活で実践していくことも、消費者の役割として大切です。

(出所)「小学校・中学校における消費者教育～成年年齢引き下げを見据えた指導のために～」p.5
<https://www.pref.yamanashi.jp/kenminskt-c/gakkoukyouzai.html>

プレイングのシナリオなどが山梨県公式 web サイトからダウンロードできる⁸⁾。図4は、この冊子に掲載されている学習指導要領改訂で小学校に新設された「買い物の仕組みや消費者の役割」における「契約の成立」に関する内容であり、図5は、契約に関する小学生向けワークシート(教師用解説入り)である。

これらは前節で紹介した「金融教育プログラム『学校における金融教育の年齢層別目標』(改訂版)」の「C 消費生活・金融トラブル防止に関する分野」の「ア 自立した消費者」に関する小学生高学年に入っている目標に関わるものとなる(図6参照)。

図6 「C 消費生活・金融トラブル防止に関する分野」の「ア 自立した消費者」に関する「小学生」の目標

C 消費生活・金融トラブル防止に関する分野

分野目標	年齢層別目標		
	低学年	中学年	高学年
消費者の権利と責任について理解し、それを生かす態度を身に付ける			○買い物の仕組みと消費者の役割が分かる(家庭)
自立した消費者として行動するための基礎知識と態度を身に付ける	○目的を考えてものを選んで買うことができる	○目的や価格を考えてものを選んで買うことができる ○安全や環境に配慮した消費生活の大切さに気付く	○もの選び方、買い方を考え、適切に購入する能力を身に付ける(家庭) ○売買契約の基礎を理解する(家庭) ○安全や環境に配慮した消費生活の大切さを理解し、工夫する(社会、家庭)
消費生活に関する情報を収集し適切に活用することができる技能を身に付ける			○消費生活に関する情報を活用し、比較・選択する力を身に付ける(社会、家庭)

(出所)金融広報中央委員会『金融教育プログラム 学校における金融教育の年齢層別目標(改訂版)』(2021年3月発行)p.11

4 おわりに

金融広報中央委員会は「金融教育に関する実践報告コンクール」を毎年実施し、サイトには過去の教員部門の入賞作品が掲載されてきた。私は昨年度まで10年ほど審査員を務めてきたが、応募される実践報告を読むと、金融教育の先進的な取り組みが各地で広がっていることがわかり、子どもたちの学習活動はとても興味深かった。今年度は金融経済教育推進機構に移管・継承されるため、教員部門のコンクールは開催見合わせという連絡をいただき残念に思っている。

学校で金融経済教育を行おうとする先生方は増えており、あらゆる教科や学校行事などを通して取り組むことができるが、学校教育への支援が求められている。特に、金融経済教育に関するICT教材の開発については、資金援助が必要である。新たに設立された金融経済教育推進機構による、学校への金融経済教育のいっそうの推進を期待している。

【注】

- 1) 文部科学省「平成29・30・31年改訂学習指導要領 周知・広報ツール」サイト掲載のリーフレット https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1413516.htm (2024/6/13 閲覧)
- 2) 金融経済教育を推進する研究会「高等学校（教員・生徒）における金融経済教育の実態調査報告書」（2023年9月公表）https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/image/houkoku_20230927.pdf (2024/6/13 閲覧)
- 3) 桑田尚 (2024)「今春設立される『金融経済教育推進機構』の全容～消費者の金融リテラシー向上を目指して～」公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会「NACS news」No.21 (2024年春季号)

- 4) 金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ～『最低限身に付けるべき金融リテラシー（お金の知恵・判断力）』の項目別・年齢層別スタンダード～」(2023年6月改訂版) <https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/> (2024/6/13 閲覧)
- 5) 金融広報中央委員会「金融教育プログラム『学校における金融教育の年齢層別目標』（改訂版）」(2021年3月発行) <https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/program/mokuhyo/> (2024/6/13 閲覧)
- 6) 文部科学省「小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説 家庭編」pp.66-67
- 7) 前掲6) p.13
- 8) 山梨県他「小学校・中学校における消費者教育～成年年齢引き下げを見据えた指導のために～」<https://www.pref.yamanashi.jp/kenminskt-c/gakkoukyouzai.html> (2024/6/13 閲覧)

【引用文献】

- 金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ～『最低限身に付けるべき金融リテラシー（お金の知恵・判断力）』の項目別・年齢層別スタンダード～」(2023年6月改訂版)
- 金融経済教育を推進する研究会「高等学校（教員・生徒）における金融経済教育の実態調査報告書」（2023年9月公表）
- 金融広報中央委員会『金融教育プログラム 学校における金融教育の年齢層別目標（改訂版）』（2021年3月発行）
- 桑田尚 (2024)「今春設立される『金融経済教育推進機構』の全容～消費者の金融リテラシー向上を目指して～」公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会「NACS news」No.21 (2024年春季号)
- 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）」

解説 家庭編」

西村隆男（2023）「学校教育における金融経済教育
の可能性」『季刊個人金融』2023 春、pp.43-54

山梨県他（2019）「小学校・中学校における消費者
教育～成年年齢引き下げを見据えた指導のために
～」

かみやま くみ

2007年3月横浜国立大学大学院教育学研究科生活システム系教育専攻修了、2010年3月東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学校教育学専攻生活・技術系教育講座修了。博士（教育学）。

名古屋女子大学家政学部家政経済学科准教授・山梨大学大学院教育学研究科准教授などを経て、2020年4月から山梨大学大学院総合研究部教育学域教授、2024年4月から山梨大学教育学部附属小学校校長を兼任。

現在、文部科学省消費者教育推進委員会委員、文部科学省消費者教育アドバイザー、経済産業省消費経済審議会委員、経済産業省産業構造審議会臨時委員などを務める。令和6年度消費者支援功労者として「内閣府特命担当大臣表彰」受賞。

【主な著書】

『新しい消費者教育:これからの消費生活を考える(第2版)』慶應義塾大学出版会、2019(共著)

『生活をデザインする家庭科教育』世界思想社、2020(共著)
『持続可能な社会をつくる生活経営学』朝倉書店、2020(共著) など
